

ラオス政府に対する外貨払いについて

2024年8月27日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

ラオス財務省は、税金を含めた政府に対する支払いについて、既存の法律及び契約に基づいて、全国統一的に実施すべく、ラオス国内でビジネスを行っている事業者に宛てて、2024年8月14日で「ラオス国内における政府に対する外貨での支払に関する通知（No2137）（以下、財務省通知）」を発行しました。国内の支払いは、政府に対する支払いであっても、原則、現地通貨キープでの支払いであることを徹底させること及び政府に対する支払いにおいて、例外的に外貨での支払が認められている項目を周知させることが発行の目的といえます。



以下、財務省通知内容を解説いたします。

2. 政府への支払い通貨について

（1）2019年6月17日付「税管理法（No66）」第31条及び2021年7月13日付「首相府通知（No779）」に基づき、罰金を含めた税金、財産、手数料、サービス料を銀行システム又は国庫を通して、プロジェクト実施者と請負業者との間の契約で規定する方法又は実際の売買方法に従い、現金、小切手、送金又はその他の方法で納める必要があります。

<税管理法第31条 税の納付 >

個人、法人又は組織は、銀行システム又は国庫を通じ、現金、小切手、送金又はその他の形式により、罰金を含む税金、手数料及びサービス料を現地通貨キープで、納付しなければならない。外貨で納付する場合、契約のとおり実施できるが、定期的に銀行が公表する為替レートに従い、各種税金の申告のとおり、現地通貨キープ建ての歳入として計上しなければならない。

（2）政府への支払いに対して、現地通貨キープに加え外貨で支払えるのは、政府の土地の借地料及びコンセッション料金（以下、政府借地料）のみとなっています。政府借地料のレートは、2009年2月18日付「国有地借地料及び土地コンセッション料金に関する国家主席令（No02）」第15条に外貨での支払いも許容されることが規定されています。ま

た、同国家主席令の中では、政府借地料等は、1 ha あたりの単価が米ドルを単位として表示されています。

<国家主席令第 15 条>

国家主席令の中で規定されている借地料及びコンセッション料金が外貨で設定されている場合は、現地通貨キープでも外貨でも納付可能であり、（現地通貨キープで納付する場合は）国営銀行が定期的に公表している買付レートに基づく必要があります。

以 上

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。